

福祉新聞 2010 年 8 月 9 日 (月)

<介護職員のたん吸引など 基本研修、講義 50 時間>

厚労省が試行事業案

厚生労働省は 7 月 29 日、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」(座長 = 大島伸一・国立長寿医療研究センター総長)の第 3 回会合を開き、吸引などの試行事業の案を示した。

介護職員 120 人程度を対象とした 50 時間の講義(基本研修)を今年 11 月に、実地研修を 2011 年 1 月に行う予定だ。

試行事業で実施できる行為は吸引(咽頭手前の口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)と経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻)。実施できる職員は「一定の研修を修了した介護福祉士その他の介護職員、特別支援学校の教員」とした。

しかし、研修時間について、「50 時間程度では不安だ」、「研修のハードルが高い」などと委員の意見は一致しない。実施可能な職員の範囲も「全くの無資格では困る」という意見に対し、複数の委員が限定的にしないよう求めるなど見解が分かれた。

また、「試行事業を実施する前提として、厚労省の医政局長通知でたんの吸引を医行為から外すべきだ。その上で業として行う場合は研修を積んでほしいが、業務独占にはいけない」(三上裕司・日本医師会常任理事)という意見に対しても、異論が唱えられた。

検討会は、介護職員らが例外的にたんの吸引の実施を認められている現状を改め、法制度を確立するために発足。厚労省は 2010 年度内に結論を出し、2011 年の通常国会にも関連法案を提出する方針だ。